三次市告示第70号

三次市ブロック塀等安全確保事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和2年3月27日

三次市長 福 岡 誠 志

三次市ブロック塀等安全確保事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、地震等の際のブロック塀等の倒壊等による通行人への被害の防止や迅速な避難のための経路を確保するため、道路等に面する倒壊等のおそれのあるブロック塀等の除却工事又は建替工事を行う所有者等に対して、予算の範囲内において、三次市ブロック塀等安全確保事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとする。その交付については、三次市補助金等交付規則(平成16年三次市規則第65号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める ところによる。
 - (1) ブロック塀等 補強コンクリートブロック造又は組積造(れんが、石、コンクリートブロック等)の塀をいう。
 - (2) 軽量フェンス等 ネットフェンス,アルミフェンスその他これらに類する ものをいう。
 - (3) 道路等 広島県が策定した広島県緊急輸送道路ネットワーク計画により設

定される緊急輸送道路及び小中学校に通う児童生徒が通学のために通行する道路をいう。

- (4) 所有者等 ブロック塀等の,所有者又は管理者をいう。
- (5) 除却工事 原則として、敷地内における道路等に面するブロック塀等の全 てを除却する工事をいう。
- (6) 建替工事 除却工事で除却するブロック塀等に対応するものと認められる 位置に設ける軽量フェンス等の新設工事をいう。

(補助対象ブロック塀等)

- 第3条 補助金の交付の対象となるブロック塀等(以下「補助対象ブロック塀等」 という。)は、本市の区域内に存するもので、次の各号のいずれにも該当する ものとする。
 - (1) 国,地方公共団体その他の公共団体等が所有していないもの
 - (2) 道路等に面するもの
 - (3) 道路等の路面(以下「道路面」という。)からの高さが 0.6 m以上のもの(擁壁の上に設置されている場合は,当該ブロック塀等の部分の高さが 0.6 m以上のものに限る。)
 - (4) 安全性に係るチェックリスト (様式第1号) により、安全性が確認できないもの
 - (5) 建築基準法 (昭和25年法律第201号) の規定に明らかに違反していないもの

(補助事業の要件)

- 第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)の要件は、 補助対象ブロック塀等の除却工事又は建替工事とし、補助金の交付の決定を受 けた会計年度の2月末日までに事業を完了し、かつ、補助金の額の確定を受け なければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金は 交付しない。
 - (1) 本市,国,本市以外の地方公共団体その他の公共団体等から補助金その他これに類するものの交付を受ける場合
 - (2) 補助金の交付の決定を受ける前に契約及び着手した場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、補助金の交付が不適当と認められる事由がある場合

(補助金の額)

- 第5条 補助事業に係る補助金の額は、補助事業に要する費用(補助対象ブロック塀等の延長 1 メートルにつき 8 0 , 0 0 0 円を乗じて得た額を上限とする。)の 3 分の 2 の額(その額に 1 , 0 0 0 円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。)とし、次の各号に定める額を上限とする。
 - (1) 補助対象ブロック塀等の除却工事150,000円
 - (2) 補助対象ブロック塀等の建替工事300,00円(除却工事に係る額の上限150,000円,新設工事に係る額の上限150,000円) (補助対象者)
- 第6条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の 各号のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 補助対象ブロック塀等の所有者等
 - (2) 市税及び料の滞納がない者

(事前の協議)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする補助対象者(以下「交付申請者」という。)は、事前に市長と協議を行うものとする。

(補助金の交付申請)

- 第8条 交付申請者は、三次市ブロック塀等安全確保事業補助金交付申請書(様式第2号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請(以下「交付申請」という。)しなければならない。
 - (1) 補助対象ブロック塀等の所有者等を確認できる書類(土地又は建物の登記 事項証明書で交付申請の日前3月以内に交付されたもの)
 - (2) 交付申請者以外の所有者がある場合は、交付申請に対する全員の同意書
 - (3) 補助対象ブロック塀等の管理者が交付申請する場合にあっては、所有者の同意書及び管理の権限を有することを証する書類
 - (4) 安全性に係るチェックリスト (様式第1号)
 - (5) 付近見取図
 - (6) 配置図 (敷地及び道路等に面している補助対象ブロック塀等の位置関係を

示すもの)

- (7) 現況概略図 (除却するブロック塀の高さ,厚さ,長さその他の事項を記載したもの)
- (8) 現況写真(全体及び傾き,著しい亀裂その他の損傷の有無等を確認することができるように撮影したもの)
- (9) 新設する軽量フェンス等の配置図,立面図,基礎伏図,厚さその他形状及び素材等を示すのに必要な図書(建替工事の場合に限る。)
- (10) 収支予算書(様式第3号)
- (11) 補助事業に要する費用の見積書又はその写し(補助対象外経費がある場合は、当該経費の部分がわかるようにすること。)
- (12) 三次市の徴収する税及び料の納付状況照会承諾書(様式第4号)
- (13) その他市長が必要と認める書類 (補助金の交付決定等)
- 第9条 市長は、前条の交付申請を受理したときは、速やかに当該交付申請に係る書類等の審査及び必要に応じ現地調査等を行い、補助金を交付すると決定(以下「交付決定」という。)したものについては三次市ブロック塀等安全確保事業補助金交付決定通知書(様式第5号)により、補助金を交付しないと決定したものについては三次市ブロック塀等安全確保事業補助金不交付決定通知書(様式第6号)により、交付申請者に通知するものとする。
- 2 補助金の交付に当たっては、次の条件を付するものとする。
 - (1) 交付決定の通知を受けた交付申請者は,速やかに補助事業に着手すること。
 - (2) この補助金は、補助事業に要する経費に充てること。
 - (3) 補助金の交付は、一の敷地につき、1回限りとすること。
 - (4) 補助事業に要する予算を変更し、又は補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - (5) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
 - (6) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - (7) 補助事業が完了したときは、その日から30日以内又は補助金の交付決定

を受けた会計年度の2月末日のいずれか早い日までに、市長に報告すること。

- (8) 補助金の支払は、前項の報告を受理し、補助金の額を確定した後に行うものとすること。
- (9) 補助事業について、領収証書等の書類及び交付決定通知書等の帳票は、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後、5年間保存しておくこと。
- (10) 第18条第1項各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の 全部又は一部の返還を命ずることがあること。
- (11) その他, 規則及びこの告示を遵守すること。 (申請の取下げ)
- 第10条 交付申請者は、規則第8条第1項の規定により交付申請を取下げようとするときは、交付決定の通知を受領した日から起算して10日以内に三次市ブロック塀等安全確保事業交付申請取下届(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(補助事業の変更等の承認)

- 第11条 補助事業者(補助金の交付決定を受け、補助事業を行う者をいう。以下同じ。)は、補助金の交付決定後、第9条第2項第4号の変更(軽微な変更を除く。)を行おうとするときは、遅滞なく三次市ブロック塀等安全確保事業変更承認申請書(様式第8号)に変更の内容を明らかにする書類を添えて市長に申請し、承認を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の申請を承認したときは、三次市ブロック塀等安全確保事業変 更承認通知書(様式第9号)により、その旨を補助事業者に通知するものとす る。
- 3 補助事業者は、補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、遅滞なく三次市ブロック塀等安全確保事業中止(廃止)承認申請書(様式第10号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。
- 4 第1項の軽微な変更は、補助事業の内容の変更(当初の補助事業の目的を変更しない範囲のものに限る。)で、補助金の額に変更を生じないものとする。 (実績報告)
- 第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、三次市ブロック塀等安全 確保事業補助金実績報告書(様式第11号)に次に掲げる書類を添えて、市長

に報告しなければならない。

- (1) 補助事業の実施に関する契約書の写し
- (2) 補助事業に要した費用の請求書の写し又は領収書の写し
- (3) 補助事業の着手前、工事中及び完了時の工事写真
- (4) 決算書(別記様式第12号)
- (5) その他市長が必要と認める書類 (是正の要求)
- 第13条 市長は、前条の報告があった場合において、補助事業の成果が交付決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに適合させるために必要な措置を講ずることを求めることができる。 (補助金の額の確定)
- 第14条 市長は,第12条の報告があった場合において,当該報告に係る補助 事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは, 交付すべき補助金の額を確定し,その額を,三次市ブロック塀等安全確保事業 補助金額確定通知書(様式13号)により,補助事業者に通知するものとする。 (補助金の支払い)
- 第15条 補助金の支払いは、前条に規定する補助金の額の確定後に行うものとする。
- 2 補助事業者は、前条の規定による通知があった場合において、補助金の交付 の請求をしようとするときは、三次市ブロック塀等安全確保事業補助金交付請 求書(様式第14号)を市長に提出しなければならない。

(権利の譲渡等の禁止)

第16条 補助事業者は、補助金の交付を受ける権利を他人に譲渡し、又は担保 に供してはならない。

(報告の徴収)

第17条 市長は、補助金の適正な交付を確保するため必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助事業の実施の状況について報告を求め、又は帳簿書類の提出を求めることができる。この場合において、補助事業者は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

(交付決定の取消し)

- 第18条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決 定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (2) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
 - (4) 法令若しくはこの告示に違反し、又は市長の指示に従わなかったとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付が不適当と認められる事由があるとき。
- 2 前項の規定は、当該補助事業について第14条に基づく交付すべき補助金の 額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消したときは、 三次市ブロック塀等安全確保事業補助金交付決定取消通知書(様式第15号) により、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返環)

第19条 市長は、前条の規定により、既に交付した補助金に係る交付決定を取り消したときは、三次市ブロック塀等安全確保事業補助金返還命令書(様式第16号)により、当該補助金の額の全部又は一部に相当する額の返還を命ずるものとする。

(帳簿書類の整備)

第20条 補助事業者は、補助事業の実施並びにその収入及び支出に関する帳簿 及び書類を整備し、これらを補助事業が完了した日(補助事業の廃止の承認を 受けたときは、その承認を受けた日)の属する会計年度の終了後、5年間保存 しておかなければならない。

(調査協力)

第21条 補助事業者は、補助事業に関し、市長が必要な調査をするときは、これに協力するものとする。

(その他)

第22条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。(この告示の失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。